

岩手県地域防災計画（本編）

新旧対照表

（案）

目 次

第1章 総則

第4節	防災関係機関の責務及び業務の大綱	1
第5節	県土の概況	2

第2章 災害予防計画

第1節	防災知識普及計画	3
第2節	地域防災活動活性化計画	4
第3節	防災訓練計画	5
第4節	気象業務整備計画	6
第4節の2	通信確保計画	9
第5節	避難対策計画	10
第5節の2	災害医療体制整備計画	12
第6節	要配慮者の安全確保計画	14
第6節の2	食料・生活必需品等の備蓄計画	15
第7節	孤立化対策計画	16
第11節	ライフライン施設等安全確保計画	18
第13節	風水害予防計画	19
第14節	雪害予防計画	19
第16節	土砂災害予防計画	21
第18節	林野火災予防計画	24

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	25
第2節の2	広域防災拠点活動計画	27
第2節	気象予報・警報等の伝達計画	29
第4節	情報の収集・伝達計画	41
第5節	広報広聴計画	42
第6節	交通確保・輸送計画	43
第10節	市町村等応援協力計画	45
第12節	防災ボランティア活動計画	47
第15節	避難・救出計画	48
第16節	医療・保健計画	50
第17節	食料、生活必需品等供給計画	53
第22節	廃棄物処理・障害物除去計画	54
第28節	ライフライン施設応急対策計画	55

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設等の災害復旧計画	56
-----	--------------	----

頁	現 計 画	修 正 案																
1-1-5	<p>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 防災関係機関の責務 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="288 439 836 1025"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>仙台湾区气象台 〔盛岡地方气象台〕</td> <td>(1) [略] (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3)～(5) [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]		仙台湾区气象台 〔盛岡地方气象台〕	(1) [略] (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3)～(5) [略]	[略]		<p>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 防災関係機関の責務 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1～5 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="900 439 1447 1025"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>仙台湾区气象台 〔盛岡地方气象台〕</td> <td>(1) [略] (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3)～(5) [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]		仙台湾区气象台 〔盛岡地方气象台〕	(1) [略] (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3)～(5) [略]	[略]	
機関名	業務の大綱																	
[略]																		
仙台湾区气象台 〔盛岡地方气象台〕	(1) [略] (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3)～(5) [略]																	
[略]																		
機関名	業務の大綱																	
[略]																		
仙台湾区气象台 〔盛岡地方气象台〕	(1) [略] (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3)～(5) [略]																	
[略]																		
1-1-9	<p>3～5 [略]</p> <p>6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1" data-bbox="288 1164 836 1798"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]		(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	[略]	<p>3～5 [略]</p> <p>6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1" data-bbox="900 1164 1447 1798"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]		(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局	[略]				
機関名	業務の大綱																	
[略]																		
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	[略]																	
機関名	業務の大綱																	
[略]																		
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局	[略]																	
修正理由	○所要の修正																	

頁	現 計 画	修 正 案
1-1-13	<p style="text-align: center;">第5節 県土の概況</p> <p>1 位 置 [略]</p> <p>2 面 積 [略]</p> <p>3 地勢、地質 [略]</p> <p>4 気 候 (1) [略] (2) 気象災害 [略] ア [略] イ 春の暴風、異常乾燥、晩霜 <u>1月末頃から2月にかけての、いわゆる台湾沖低気圧で代表される発達した低気圧により、東部沿岸地方主体に暴風雪被害が起こることは前述のとおりであるが季節が進んで3月末頃から4月を中心に南寄りの強風に見舞われることがある。これは冬期が解消して、移動性高気圧と低気圧が交互に本州を東進する際、低気圧が日本海に入って発達すると本州全体に南寄りの暖かい強風を吹かせるもので、春一番などと言うことがある。天気は周期的に変わり、そのたびごとに気温が上昇して「なだれ」や融雪洪水を起こしたり、大陸からの乾燥気団に伴う異常乾燥や晩霜が出現する。</u> ウ～オ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第5節 県土の概況</p> <p>1 位 置 [略]</p> <p>2 面 積 [略]</p> <p>3 地勢、地質 [略]</p> <p>4 気 候 (1) [略] (2) 気象災害 [略] ア [略] イ 春の暴風、異常乾燥、晩霜 3月末頃から4月を中心に南寄りの強風に見舞われることがある。これは冬期が解消して、移動性高気圧と低気圧が交互に本州を東進する際、低気圧が日本海に入って発達すると本州全体に南寄りの暖かい強風が吹くためである。天気は周期的に変わり、そのたびごとに気温が上昇して「なだれ」や融雪洪水を起こしたり、大陸からの乾燥気団に伴う異常乾燥や晩霜が出現する。 ウ～オ [略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-2-1</p> <p>1-2-3</p>	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県、市町村その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。</p> <p>また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT 等）の視点にも配慮する。</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 防災文化の継承 [略]</p> <p>○ 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう地図情報その他の情報により公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。</p> <p>6～7 [略]</p> <p>8 専門家の活用</p> <p>○ 県及び市町村は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</p> <p>第3 総合防災センターによる防災知識の普及等 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県、市町村その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者、<u>外国人</u>、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。</p> <p>また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT 等）の視点にも配慮する<u>ことに加え、愛玩動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 防災文化の継承 [略]</p> <p>○ 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう地図情報その他の情報により公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>が持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。</p> <p>6～7 [略]</p> <p>8 専門家の活用</p> <p>○ 県及び市町村は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家（<u>気象防災アドバイザー等</u>）の活用を図るものとする。</p> <p>第3 総合防災センターによる防災知識の普及等 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-6	<p>第2節 地域防災活動活性化計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 自主防災組織の育成強化 [略]</p> <p>第3 消防団の活性化</p> <p>○ 県及び市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う<u>消防団の活性化</u>を推進し、その育成を図るため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。</p> <p>ア 「<u>消防団活性化総合計画</u>」の策定</p> <p>イ 消防団の<u>施設・設備</u>の充実強化</p> <p>ウ 消防団員の教育訓練の充実強化</p> <p>エ 報酬・出勤手当の引上げ、表彰制度の充実等による処遇改善</p> <p>オ <u>消防団総合整備事業等の活用</u></p> <p>カ 競技会、行事等の開催</p> <p>キ 青年層、女性層及び公務員の消防団への加入促進</p> <p>ク 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請</p> <p>第4 住民等による地区内の防災活動の推進 [略]</p>	<p>第2節 地域防災活動活性化計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 自主防災組織の育成強化 [略]</p> <p>第3 消防団の活性化</p> <p>○ 県及び市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う<u>消防団の活性化及び消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくり</u>を推進するため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。</p> <p>ア 消防団の<u>車両・資機材・拠点施設</u>の充実強化</p> <p>イ 消防団員の<u>必要な資格の取得など実践的な教育訓練</u>の充実強化</p> <p>ウ 報酬・出勤手当の引上げ、表彰制度の充実等による処遇改善</p> <p>エ 競技会、行事等の開催</p> <p>オ 青年層、女性層及び公務員の消防団への加入促進</p> <p>カ 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請</p> <p>第4 住民等による地区内の防災活動の推進 [略]</p>
修正理由	<p>○防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-7	<p style="text-align: center;">第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 実施方法 [略]</p> <p>○ 訓練は、毎年1回以上、防災の日を中心とする防災週間中など、地域の実情に応じた適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し、定期的を実施する。</p> <p>県は、9月1日「防災の日」を含む1週間（防災週間）を原則とし、11月5日「津波防災の日」や冬季等市町村の要望や想定上の特性を踏まえた時期に、県内の各市と共催により、総合防災訓練を実施する。</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 実施方法 [略]</p> <p>○ 訓練は、毎年1回以上、防災の日を中心とする防災週間中など、地域の実情に応じた適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し、定期的を実施する。</p> <p>県は、9月1日「防災の日」を含む1週間（防災週間）を原則とし、<u>8月26日「火山防災の日」</u>及び11月5日「津波防災の日」や冬季等市町村の要望や想定上の特性を踏まえた時期に、県内の各市と共催により、総合防災訓練を実施する。</p> <p>[略]</p>
修正理由	○防災基本計画修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案																														
1-2-9	<p style="text-align: center;">第4節 気象業務整備計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 観測体制の整備等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ 盛岡地方気象台は、情報の収集・伝達に必要な通信システム及び防災気象情報の作成に必要な情報処理システムの整備・充実に努める。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 地域気象観測システム (アメダス)</p>	<p style="text-align: center;">第4節 気象業務整備計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 観測体制の整備等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ 盛岡地方気象台は、情報の収集・伝達に必要な通信システム及び防災気象情報の作成に必要な情報処理システムの整備・充実に努める。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 地域気象観測システム (アメダス)</p>																														
1-2-10	<table border="1" data-bbox="288 712 836 1429"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>箇所数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域気象観測所</td> <td>[略]</td> <td>(1) 降水量、気温、日照 (33箇所に限る。うち30箇所は気象衛星等のデータを基に日照時間の面的データを推計した「推計気象分布 (日照時間)」から得る推計値。)、風 (風向、風速) を観測。うち、<u>15</u>箇所は積雪も、<u>16</u>箇所は湿度も観測。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2) [略]</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	箇所数	備 考	地域気象観測所	[略]	(1) 降水量、気温、日照 (33箇所に限る。うち30箇所は気象衛星等のデータを基に日照時間の面的データを推計した「推計気象分布 (日照時間)」から得る推計値。)、風 (風向、風速) を観測。うち、 <u>15</u> 箇所は積雪も、 <u>16</u> 箇所は湿度も観測。	[略]			(2) [略]			<table border="1" data-bbox="906 712 1453 1429"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>箇所数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域気象観測所</td> <td>[略]</td> <td>(1) 降水量、気温、日照 (33箇所に限る。うち30箇所は気象衛星等のデータを基に日照時間の面的データを推計した「推計気象分布 (日照時間)」から得る推計値。)、風 (風向、風速) を観測。うち、<u>16</u>箇所は積雪も、<u>22</u>箇所は湿度も観測。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2) [略]</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	箇所数	備 考	地域気象観測所	[略]	(1) 降水量、気温、日照 (33箇所に限る。うち30箇所は気象衛星等のデータを基に日照時間の面的データを推計した「推計気象分布 (日照時間)」から得る推計値。)、風 (風向、風速) を観測。うち、 <u>16</u> 箇所は積雪も、 <u>22</u> 箇所は湿度も観測。	[略]			(2) [略]								
施設名	箇所数	備 考																														
地域気象観測所	[略]	(1) 降水量、気温、日照 (33箇所に限る。うち30箇所は気象衛星等のデータを基に日照時間の面的データを推計した「推計気象分布 (日照時間)」から得る推計値。)、風 (風向、風速) を観測。うち、 <u>15</u> 箇所は積雪も、 <u>16</u> 箇所は湿度も観測。																														
[略]																																
(2) [略]																																
施設名	箇所数	備 考																														
地域気象観測所	[略]	(1) 降水量、気温、日照 (33箇所に限る。うち30箇所は気象衛星等のデータを基に日照時間の面的データを推計した「推計気象分布 (日照時間)」から得る推計値。)、風 (風向、風速) を観測。うち、 <u>16</u> 箇所は積雪も、 <u>22</u> 箇所は湿度も観測。																														
[略]																																
(2) [略]																																
	<p>(4) 地震・津波観測施設</p> <p>[略]</p> <p>(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1" data-bbox="288 1570 836 2107"> <thead> <tr> <th>施設名等</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>全国強震ネットワークシステム</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>震度情報ネットワークシステム</td> <td>計測震度計</td> <td><u>54</u> 岩手県 (箇所数のうち、<u>6</u>は防災科学研究所から、<u>8</u>は気象庁からの</td> </tr> </tbody> </table>	施設名等	箇所数	設置機関	[略]			全国強震ネットワークシステム	[略]		[略]			震度情報ネットワークシステム	計測震度計	<u>54</u> 岩手県 (箇所数のうち、 <u>6</u> は防災科学研究所から、 <u>8</u> は気象庁からの	<p>(4) 地震・津波観測施設</p> <p>[略]</p> <p>(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1" data-bbox="906 1570 1453 2107"> <thead> <tr> <th>施設名等</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>全国強震観測網</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>震度情報ネットワークシステム</td> <td>計測震度計</td> <td><u>52</u> 岩手県 (箇所数のうち、<u>5</u>は<u>国立研究開発法人防災科学技術研究所</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設名等	箇所数	設置機関	[略]			全国強震観測網	[略]		[略]			震度情報ネットワークシステム	計測震度計	<u>52</u> 岩手県 (箇所数のうち、 <u>5</u> は <u>国立研究開発法人防災科学技術研究所</u>
施設名等	箇所数	設置機関																														
[略]																																
全国強震ネットワークシステム	[略]																															
[略]																																
震度情報ネットワークシステム	計測震度計	<u>54</u> 岩手県 (箇所数のうち、 <u>6</u> は防災科学研究所から、 <u>8</u> は気象庁からの																														
施設名等	箇所数	設置機関																														
[略]																																
全国強震観測網	[略]																															
[略]																																
震度情報ネットワークシステム	計測震度計	<u>52</u> 岩手県 (箇所数のうち、 <u>5</u> は <u>国立研究開発法人防災科学技術研究所</u>																														

1-2-10

			分岐)
[略]			

(5) 火山観測施設

施設名	箇所数	備 考
岩手山火山観測点	8	馬返し(地震計、空振計、傾斜計)、八合目小屋(地震計)、滝ノ上温泉(地震計)、黒倉山西(地震計)、赤倉岳北(傾斜計)、柳沢(GNSS)、柏台(監視カメラ)、黒倉山(監視カメラ)
[略]		

(6) 大気汚染気象業務

- 仙台管区気象台は、気象状態の現況を把握し、地方公共団体の大気汚染防止活動に協力する。

1-2-11

第3 情報の提供

- 気象庁は、防災関係機関が迅速に防災活動を実施できるよう、情報の伝達体制を整備するとともに、防災気象情報を適時・的確に発表し、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努める。

通 信 施 設	伝 達 先
データ通信回線 直稼データ回線 衛星公衆電話 部外無線設備	<pre> graph LR A[気象庁] --- B[盛岡地方気象台] </pre>
気象情報伝送処理システム(専用回線)	岩手県(防災課)、釜石海上保安部(警備救難課)、岩手河川国道事務所(流域治水課)、岩手県警察本部(警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局(コンテンツセンター)
防災情報提供システム(インターネット)	岩手県(防災課)、八戸海上保安部(警備救難課)、釜石海上保安部(警備救難課)、岩手河川国道事務所(流域治水課)、岩手県警察本部(警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局(コンテンツセンター)、IBC岩手放送(報道部)、テレビ岩手(アナウンス部)、岩手めんこいテレビ(報道部)、岩手朝日テレビ(報道制作部)、エフコム岩手(放送部)、岩手日報社(報道部)、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社(輸送課)、陸上自衛隊岩手駐屯地(東北方面特科連隊第2科)
専用電話	岩手県(防災課)

第4 防災知識の普及啓発の実施

- 盛岡地方気象台は、住民の防災気象情報への理解を促進し、公助にとどまらず自助・共助の場面においても防災気象情報がより積極的かつ適切に利活用されることが災害による被害を最小限にするための有効

			から、8は気象庁からの分岐)
[略]			

(5) 火山観測施設

施設名	箇所数	備 考
岩手山火山観測点	9	馬返し(地震計、空振計、傾斜計)、八合目小屋(地震計、 <u>GNS</u> <u>S</u>)、滝ノ上温泉(地震計)、黒倉山西(地震計)、赤倉岳北(傾斜計)、柳沢(GNSS)、柏台(監視カメラ)、黒倉山(監視カメラ)、 <u>長山篠川原(監視カメラ)</u>
[略]		

第3 情報の提供

- 気象庁は、防災関係機関が迅速に防災活動を実施できるよう、情報の伝達体制を整備するとともに、防災気象情報を適時・的確に発表し、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努める。

[気象警報等伝達系統図 資料 3-2-3]

第4 防災知識の普及啓発の実施

- 盛岡地方気象台は、住民の防災気象情報への理解を促進し、公助にとどまらず自助・共助の場面においても防災気象情報がより積極的かつ適切に利活用されることが災害による被害を最小限にするための有効

1-2-12	<p>な手段であることを認識し、関係機関との協力のもと、防災気象情報の活用能力の向上を含め、様々な状況下で住民一人ひとりが自らの判断で危険を回避し安全を確保する行動をとることを可能とするための知識の普及啓発を図り、住民の防災活動を推進するものとする。</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 実施事項及び実施にあたって留意事項</p> <p>○ 盛岡地方気象台は、平常時からパンフレットや映像教材等の広報資料の作成、ホームページの活用、講演会の開催、講師の派遣などを行うものとする。</p> <p>[略]</p> <p>エ [略]</p>	<p>な手段であることを認識し、関係機関との協力のもと、防災気象情報の活用能力の向上を含め、様々な状況下で住民一人ひとりが「我が事」として実感をもって自らの判断で危険を回避し安全を確保する行動をとることを可能とするための知識の普及啓発を図り、住民の防災活動を推進するものとする。</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 実施事項及び実施にあたって留意事項</p> <p>○ 盛岡地方気象台は、平常時からパンフレットや映像教材等の広報資料の作成、ホームページやSNSの活用、講演会の開催、講師の派遣などを行うものとする。</p> <p>[略]</p> <p>エ [略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-13	<p style="text-align: center;">第4節の2 通信確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。<u>また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p>第2 通信施設・設備の整備等 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第4節の2 通信確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努めるとともに、<u>通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。</u></p> <p><u>また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p>第2 通信施設・設備の整備等 [略]</p>
修正理由	○防災基本計画修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-17	<p style="text-align: center;">第5節 避難対策計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画 [略]</p> <p>○ 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難所までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第3 避難場所等の整備等</p> <p>1 避難場所等の整備 [略]</p> <p>○ 県及び保健所設置市の保健所は、新興感染症の自宅療養者等の被災に備えて、<u>平常時から</u>、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 避難対策計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成 [略]</p> <p>○ 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、<u>避難場所等</u>までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第3 避難場所等の整備等</p> <p>1 避難場所等の整備 [略]</p> <p>○ 県及び保健所設置市の保健所等は、<u>新興感染症の自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から</u>、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。<u>これらのことが円滑に行えるよう新興感染症発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u></p> <p>○ <u>市町村は、指定緊急避難場所や避難所に愛玩動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における愛玩動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u></p>
1-2-21	<p>2 [略]</p> <p>3 避難場所等の環境整備</p> <p>○ 市町村は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備を図る。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ア 住民に各種情報を確実に伝達でき</p>	<p>2 [略]</p> <p>3 避難場所等の環境整備</p> <p>○ 市町村は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備を図る。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ア 住民に各種情報を確実に伝達でき</p>

	<p>るような双方向の通信機材の配備</p> <p>イ 非常用電源の配備とその燃料の備蓄</p> <p>ウ 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置</p> <p>エ 避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備</p> <p>オ 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備</p> <p>カ 毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備</p> <p>キ 高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した環境の整備</p> <p>ク プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備</p> <p>ケ 避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の整備</p> <p>[略]</p> <p>第4 避難所の運営体制等の整備</p> <p>[略]</p> <p>第5 避難行動要支援者名簿</p> <p>[略]</p> <p>第6 避難に関する広報</p> <p>[略]</p> <p>第7 避難訓練の実施</p> <p>[略]</p>	<p>るような双方向の通信機材の配備</p> <p>イ 非常用電源の配備とその燃料の備蓄</p> <p>ウ 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置</p> <p>エ 避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備</p> <p>オ 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備</p> <p>カ <u>段ボールベット等の簡易ベッド、毛布、暖房器具、暖房施設等の整備</u></p> <p>キ <u>高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した環境の整備</u></p> <p>ク プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備</p> <p>ケ 避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の整備</p> <p>[略]</p> <p>第4 避難所の運営体制等の整備</p> <p>[略]</p> <p>第5 避難行動要支援者名簿</p> <p>[略]</p> <p>第6 避難に関する広報</p> <p>[略]</p> <p>第7 避難訓練の実施</p> <p>[略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>○表記の適正化</p> <p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案												
1-2-23	<p>第5節の2 災害医療体制整備計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、岩手県ドクターヘリ運航要領に基づく運用や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>※ 災害医療コーディネーターとは、医療ニーズを把握し、医療救護班等の配置調整、活動支援等のコーディネートを実施する、県本部長から委嘱された者をいう。 [災害時の医療救護に関する協定書 資料編3-16-5] [災害時の医療救護活動に関する協定 資料編3-16-6]</p> <p>第2 災害拠点病院</p> <p>1 災害拠点病院の指定</p> <p>[略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 必要な施設・設備等の整備基準</p> <p>[略]</p> <p>基幹災害拠点病院及び地域災害拠点の指定状況</p> <table border="1" data-bbox="284 1742 836 1921"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>盛岡赤十字病院、岩手医科大学附属病院※</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ※は、主として研修機能を担うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第3 岩手DMAT等の体制強化</p> <p>[略]</p>	区分	病院名	基幹災害拠点病院	盛岡赤十字病院、岩手医科大学附属病院※	[略]		<p>第5節の2 災害医療体制整備計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）、<u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナース</u>の充実強化や実践的な訓練、岩手県ドクターヘリ運航要領に基づく運用や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4 <u>県は、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等との連携等に努めるものとする。</u></p> <p>※ 災害医療コーディネーターとは、医療ニーズを把握し、医療救護班等の配置調整、活動支援等のコーディネートを実施する、県本部長から委嘱された者をいう。 [災害時の医療救護に関する協定書 資料編3-16-5] [災害時の医療救護活動に関する協定 資料編3-16-6]</p> <p>第2 災害拠点病院</p> <p>1 災害拠点病院の指定</p> <p>[略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 必要な施設・設備等の整備基準</p> <p>[略]</p> <p>基幹災害拠点病院及び地域災害拠点の指定状況</p> <table border="1" data-bbox="893 1742 1445 1921"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>岩手医科大学附属病院</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>第3 岩手DMAT等の体制強化</p> <p>[略]</p>	区分	病院名	基幹災害拠点病院	岩手医科大学附属病院	[略]	
区分	病院名													
基幹災害拠点病院	盛岡赤十字病院、岩手医科大学附属病院※													
[略]														
区分	病院名													
基幹災害拠点病院	岩手医科大学附属病院													
[略]														
1-2-24	<p>基幹災害拠点病院及び地域災害拠点の指定状況</p> <table border="1" data-bbox="284 1742 836 1921"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>盛岡赤十字病院、岩手医科大学附属病院※</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ※は、主として研修機能を担うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第3 岩手DMAT等の体制強化</p> <p>[略]</p>	区分	病院名	基幹災害拠点病院	盛岡赤十字病院、岩手医科大学附属病院※	[略]		<p>基幹災害拠点病院及び地域災害拠点の指定状況</p> <table border="1" data-bbox="893 1742 1445 1921"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>岩手医科大学附属病院</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>第3 岩手DMAT等の体制強化</p> <p>[略]</p>	区分	病院名	基幹災害拠点病院	岩手医科大学附属病院	[略]	
区分	病院名													
基幹災害拠点病院	盛岡赤十字病院、岩手医科大学附属病院※													
[略]														
区分	病院名													
基幹災害拠点病院	岩手医科大学附属病院													
[略]														

	<p>第4 医薬品及び医療資機材の供給体制の整備 [略]</p> <p>第5 広域災害・救急医療情報システムの整備 [略]</p> <p>第6 災害中長期への備え [略]</p>	<p>第4 医薬品及び医療資機材の供給体制の整備 [略]</p> <p>第5 広域災害・救急医療情報システムの整備 [略]</p> <p>第6 災害中長期への備え [略]</p>
修正理由	<p>○防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-2-26</p> <p>1-2-28</p>	<p>第6節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1・2 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 避難生活 [略]</p> <p>○ 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対する災害時に派遣可能な職員数の登録の要請や、関係団体と災害時職員派遣協力協定の締結等により、岩手県災害派遣福祉チームの設置を含めて、災害時における介護職員等の派遣体制の整備に努める。</p> <p>5～7 [略]</p>	<p>第6節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1・2 [略]</p> <p><u>3 市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>第2 実施要領</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 避難生活 [略]</p> <p>○ 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対する災害時に派遣可能な職員数の登録の要請や、関係団体と災害時職員派遣協力協定の締結等により、岩手県災害派遣福祉チームの設置や<u>災害支援ナースの派遣も</u>を含めて、災害時における介護職員等の派遣体制の整備に努める。</p> <p>5～7 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○防災基本計画修正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-30	<p>第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>第2 備蓄の種類 [略]</p> <p>第3 県及び市町村の役割 [略]</p> <p>第4 県民及び事業所の役割 [略]</p>	<p>第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。<u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>第2 備蓄の種類 [略]</p> <p>第3 県及び市町村の役割 [略]</p> <p>第4 県民及び事業所の役割 [略]</p>
修正理由	<p>○防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>○国からの修正指示に基づく修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-32	<p style="text-align: center;">第7節 孤立化対策計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 災害時孤立化想定地域の状況 <u>平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震への対応等を踏まえ、各市町村において孤立化するおそれのある地域の状況などを把握したところ、現状は次のとおりである。</u></p> <p>1 孤立化のおそれがある地域は<u>27市町村で331地域</u>となっており、その孤立化の発生原因としては、「<u>集落に通じるアクセス道路のすべてが損傷、道路への土砂堆積のおそれがある場合</u>」及び「<u>集落へのアクセス道路が1本しかない場合</u>」が多くを占めている。</p> <p>2 孤立化想定地域内の状況は次のとおりである。</p> <p>(1) 固定電話以外の通信手段がない、若しくは1種類の通信手段のみの集落が少ない。</p> <p>(2) 救助・救出のためのヘリコプターの離着陸可能な場所がない集落が多い。</p> <p>(3) 集落内に指定避難所又は避難可能な場所がない集落が多い。</p> <p>(4) 自主防災組織への参加が低い状況にある。</p> <p>[県内の災害時孤立化想定地域 資料編2-7-1]</p> <p>第3 孤立化想定地域への対策の推進</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県は、防災ヘリコプター等による空中偵察に対し住民側から送る合図を定め、市町村はその方法をあらかじめ周知する。</p> <p>[略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第7節 孤立化対策計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 災害時孤立化想定地域の状況</p> <p>1 孤立化のおそれがある地域は<u>令和7年2月20日現在29市町村で449地域</u>となっており、その孤立化の発生原因としては、「<u>地震・風水害に伴う土砂災害による道路構造物の損傷、道路構造物への土砂堆積</u>」が多くを占めている。</p> <p>2 孤立化想定地域内の状況は次のとおりである。</p> <p>(1) 固定電話以外の通信手段がない、若しくは1種類の通信手段のみの集落が少ない。</p> <p>(2) 救助・救出のためのヘリコプターの離着陸可能な場所がない集落が多い。</p> <p>(3) 集落内に指定避難所又は避難可能な場所がない集落が多い。</p> <p>(4) 自主防災組織の組織率が<u>県全体の組織率と比べて低い状況にある。</u></p> <p>(5) <u>水、食料等の生活物資を備蓄していない集落が多い。</u></p> <p>[県内の災害時孤立化想定地域 資料編2-7-1]</p> <p>第3 孤立化想定地域への対策の推進</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県は、防災ヘリコプターやドローン等による空中偵察に対し住民側から送る合図を定め、市町村はその方法をあらかじめ周知する。</p> <p>[略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
1-2-33	<p>4 備蓄の奨励</p> <p>市町村は、孤立化のおそれがある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進する。</p> <p>また、備蓄に当たっては、水、食料等の生活</p>	<p>4 備蓄の奨励</p> <p>市町村は、孤立化のおそれがある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進する。</p> <p>また、備蓄に当たっては、水、食料等の生活</p>

	<p>物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の、集落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭において3日分程度の水、食料の備蓄の奨励に努める。</p> <p>5 [略]</p>	<p>物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の、集落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭において<u>最低3日間、推奨1週間分</u>程度の水、食料の備蓄の奨励に努める。</p> <p><u>なお、集落単位で備蓄が困難な場合は、ドローン等による集落外からの物資輸送を検討する。</u></p> <p>5 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査」に係るフォローアップ調査結果を踏まえた修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-47	<p>第11節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 電力施設 [略]</p> <p>第3 ガス施設 [略]</p> <p>第4 上下水道施設 [略]</p> <p>第5 通信施設</p> <p>1 電気通信設備</p> <p>○ 電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図る。</p> <p>[略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>第11節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 電力施設 [略]</p> <p>第3 ガス施設 [略]</p> <p>第4 上下水道施設 [略]</p> <p>第5 通信施設</p> <p>1 電気通信設備</p> <p>○ 電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図るとともに、特に、<u>地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u></p> <p>[略]</p> <p>2 [略]</p>
修正理由	○防災基本計画修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-52	<p style="text-align: center;">第13節 風水害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 県、市町村その他の防災関係機関は、風害対策やその知識の普及啓発を図る。</p> <p>4 [略]</p> <p>第2 風水害に強いまちづくり</p> <p>[略]</p> <p>○ 市町村は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。</p> <p>第3 河川改修事業</p> <p>[略]</p> <p>第4 ダム建設事業</p> <p>[略]</p> <p>第5 砂防事業</p> <p>[略]</p> <p>第6 農地防災事業</p> <p>[略]</p> <p>第7 障害防止対策事業</p> <p>[略]</p> <p>第8 治山事業</p> <p>[略]</p> <p>第9 河川情報基盤整備事業等</p> <p>[略]</p> <p>第10 施設の管理</p> <p>[略]</p> <p>第11 浸水想定区域の公表及び周知</p> <p>[略]</p> <p>第12 風害予防の普及啓発</p> <p>[略]</p> <p>第13 関係者間の密接な連携体制の構築</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第13節 風水害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 県、市町村その他の防災関係機関は、<u>風水害</u>対策やその知識の普及啓発を図る。</p> <p>4 [略]</p> <p>第2 風水害に強いまちづくり</p> <p>[略]</p> <p>○ 市町村は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。</p> <p>○ <u>県及び市町村は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</u></p> <p>第3 河川改修事業</p> <p>[略]</p> <p>第4 ダム建設事業</p> <p>[略]</p> <p>第5 砂防事業</p> <p>[略]</p> <p>第6 農地防災事業</p> <p>[略]</p> <p>第7 障害防止対策事業</p> <p>[略]</p> <p>第8 治山事業</p> <p>[略]</p> <p>第9 河川情報基盤整備事業等</p> <p>[略]</p> <p>第10 施設の管理</p> <p>[略]</p> <p>第11 浸水想定区域の公表及び周知</p> <p>[略]</p> <p>第12 風害予防の普及啓発</p> <p>[略]</p> <p>第13 関係者間の密接な連携体制の構築</p> <p>[略]</p>
修正理由	<p>○防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																				
1-2-57	<p style="text-align: center;">第14節 雪害予防計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 雪崩防止対策</p> <p>1 雪崩危険箇所の調査及び周知</p> <p>○ 各実施機関は、適期に、雪崩の発生が予測される危険箇所を調査し、注意標識の設置その他の方法により、関係者に対し、適切な周知を行う。</p> <table border="1" data-bbox="284 573 834 898"> <thead> <tr> <th colspan="2">実施機関</th> <th>調査対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>林業振興課</td> <td>製炭業<u>征</u>事者、製炭窯に危険を及ぼすもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>第3 道路交通の確保 [略]</p> <p>第4 鉄道交通の確保 [略]</p> <p>第5 医療の確保 [略]</p> <p>第6 雪害予防の普及啓発 [略]</p>	実施機関		調査対象	[略]			県	[略]			林業振興課	製炭業 <u>征</u> 事者、製炭窯に危険を及ぼすもの		[略]		[略]			<p style="text-align: center;">第14節 雪害予防計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 雪崩防止対策</p> <p>1 雪崩危険箇所の調査及び周知</p> <p>○ 各実施機関は、適期に、雪崩の発生が予測される危険箇所を調査し、注意標識の設置その他の方法により、関係者に対し、適切な周知を行う。</p> <table border="1" data-bbox="895 573 1445 898"> <thead> <tr> <th colspan="2">実施機関</th> <th>調査対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>林業振興課</td> <td>製炭業<u>従</u>事者、製炭窯に危険を及ぼすもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>第3 道路交通の確保 [略]</p> <p>第4 鉄道交通の確保 [略]</p> <p>第5 医療の確保 [略]</p> <p>第6 雪害予防の普及啓発 [略]</p>	実施機関		調査対象	[略]			県	[略]			林業振興課	製炭業 <u>従</u> 事者、製炭窯に危険を及ぼすもの		[略]		[略]		
実施機関		調査対象																																				
[略]																																						
県	[略]																																					
	林業振興課	製炭業 <u>征</u> 事者、製炭窯に危険を及ぼすもの																																				
	[略]																																					
[略]																																						
実施機関		調査対象																																				
[略]																																						
県	[略]																																					
	林業振興課	製炭業 <u>従</u> 事者、製炭窯に危険を及ぼすもの																																				
	[略]																																					
[略]																																						
修正理由	○所要の修正																																					

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-64	<p style="text-align: center;">第16節 土砂災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 地すべり防止対策事業 [略]</p> <p>第3 土石流対策事業 [略]</p> <p>○ 事業の実施に当たっては、特に土石流が発生するおそれの高い溪流、<u>保全対象となる人家又は公共的施設の多い溪流を重点的に、砂防工事（えん堤工、溪流保全工等）を進める。</u></p> <p>第4 山地災害予防事業 [略]</p> <p>第5 急傾斜地崩壊対策事業 [略]</p> <p>第6 土砂災害防止対策の推進 [略]</p> <p>○ 県及び市町村は、<u>盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の<u>是正指導</u>を行うものとする。</u></p> <p>また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>[略]</p> <p>第7 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1 目的及び発表機関</p> <p>○ 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキク</p>	<p style="text-align: center;">第16節 土砂災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 地すべり防止対策事業 [略]</p> <p>第3 土石流対策事業 [略]</p> <p>○ 事業の実施に当たっては、特に土石流が発生するおそれの高い溪流、<u>要配慮者が利用する施設や避難所がある箇所等緊急性の高い箇所を重点とする。</u></p> <p>第4 山地災害予防事業 [略]</p> <p>第5 急傾斜地崩壊対策事業 [略]</p> <p>第6 土砂災害防止対策の推進 [略]</p> <p>○ 県及び市町村は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに<u>監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置</u>を行うものとする。</u></p> <p>さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>[略]</p> <p>第7 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1 目的及び発表機関</p> <p>○ 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキク</p>

1-2-65

ル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

2 [略]

3 発表・解除基準

(1) 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が1kmメッシュごとの監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は、協議のうえ、そのメッシュを含む市町村単位で発表する。

また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

(2) [略]

1-2-66

4 利用に当たっての留意点

(1) 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害はそれぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできない。

また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

(2) [略]

(3) 市町村長が行う避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、県の補足情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断すること。

(4) [略]

5 [略]

1-2-67

6 避難指示等のための情報提供

[略]

土砂災害危険度情報

危険度	表示	状況
[略]		
危険	[略]	2時間先までに土砂災

ル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

2 [略]

3 発表・解除基準

(1) 発表基準

大雨警報（土砂災害）又は大雨特別警報（土砂災害）発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は、当該地域を対象として共同で発表する。

また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

(2) [略]

4 利用に当たっての留意点

(1) 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害はそれぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできない。

(2) [略]

(3) 市町村長が行う避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、土砂災害危険度情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断すること。

(4) [略]

5 [略]

6 避難指示等のための情報提供

[略]

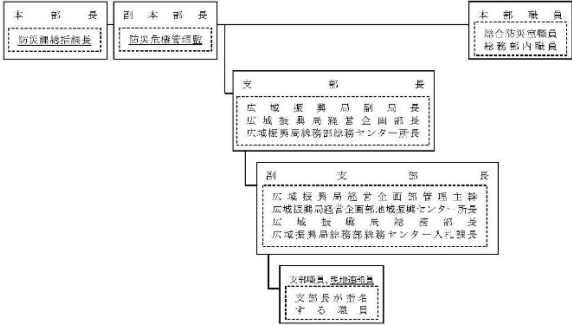
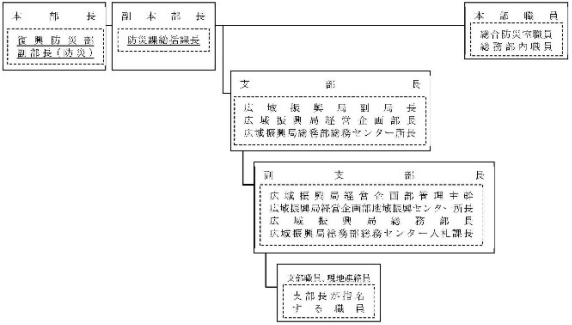
土砂災害危険度情報

危険度	表示	状況
[略]		
危険	[略]	実況値又は2時間先ま

	【警戒レベル4相当】		害警戒情報の基準に到達すると予想	【警戒レベル4相当】		での予測値が土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想
	警戒【警戒レベル3相当】	[略]	2時間先までに警戒基準に到達すると予想	警戒【警戒レベル3相当】	[略]	実況値又は2時間先までの予測値が警戒基準に到達すると予想
1-2-68	注意【警戒レベル2相当】	[略]	2時間先までに注意報基準に到達すると予想	注意【警戒レベル2相当】	[略]	実況値又は2時間先までの予測値が注意報基準に到達すると予想
	[略]			[略]		
	[略]			[略]		
	第8 土砂災害緊急情報の発表			第8 土砂災害緊急情報の発表		
	[略]			[略]		
	第9 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統			第9 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統		
	○ 県及び市町村は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には被害状況の早期把握に努め、別添各災害報告様式により報告系統のとおり報告する。			○ 県及び市町村は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には被害状況の早期把握に努め、別添各災害報告様式及び土砂災害管理システムにより報告系統のとおり報告する。		
	土砂災害発生時における報告系統			土砂災害発生時における報告系統		
修正理由	○防災基本計画修正に伴う修正 ○表記の適正化 ○所要の修正					

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-73	<p style="text-align: center;">第18節 林野火災予防計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 林野火災防止対策の推進</p> <p>1 [略]</p> <p>2 林野火災予防思想の普及、徹底</p> <p>○ 山火事防止運動<u>月間</u> (3月1日～5月31日) を中心に、次に掲げる事項を重点的に、予 防運動を実施する。</p> <p>[略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第18節 林野火災予防計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 林野火災防止対策の推進</p> <p>1 [略]</p> <p>2 林野火災予防思想の普及、徹底</p> <p>○ 山火事防止運動<u>期間</u> (3月1日～5月31日) を中心に、次に掲げる事項を重点的に、予 防運動を実施する。</p> <p>[略]</p> <p>3～5 [略]</p>
修正 理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案																										
1-3-2	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 県の活動体制 [略]</p> <p>1 災害警戒本部 ○ 災害警戒本部は、「岩手県災害警戒本部設置要領」（資料編5-8）に基づき設置し、主に災害情</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="320 618 836 2098"> <thead> <tr> <th>設置基準</th> <th>設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大規模な火災、爆発等による災害（「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。）が発生した場合で<u>防災課総括課長</u>が必要と認めた場合</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県内で震度4又は震度5弱を観測した場合</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下本節中「原災法」という。）第2条第3号に規定する原子力事業者のうち本県に隣接する県の区域に同条第4号に規定する原子力事業所を設置するものをいう。以下本節において同じ。）から原子力災害対策指針で示された警戒事態に該当する事象等（以下本節において「警戒事象」という。）の発生に関する通報があった場合</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>その他<u>防災課総括課長</u>が必要と認めた場合</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	設置基準	設置の対象	[略]		大規模な火災、爆発等による災害（「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。）が発生した場合で <u>防災課総括課長</u> が必要と認めた場合	[略]	県内で震度4又は震度5弱を観測した場合	[略]	原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下本節中「原災法」という。）第2条第3号に規定する原子力事業者のうち本県に隣接する県の区域に同条第4号に規定する原子力事業所を設置するものをいう。以下本節において同じ。）から原子力災害対策指針で示された警戒事態に該当する事象等（以下本節において「警戒事象」という。）の発生に関する通報があった場合	[略]	その他 <u>防災課総括課長</u> が必要と認めた場合	[略]	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 県の活動体制 [略]</p> <p>1 災害警戒本部 ○ 災害警戒本部は、「岩手県災害警戒本部設置要領」（資料編5-8）に基づき設置し、主に災害情</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="932 618 1447 2098"> <thead> <tr> <th>設置基準</th> <th>設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大規模な火災、爆発等による災害（「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。）が発生した場合で<u>復興防災部副部長のうち防災事務を担当する者</u>が必要と認めた場合</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県内で震度4又は震度5弱を観測した場合</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>「北海道・三陸沖後発地震注意情報」</u>が発信された場合</td> <td><u>地方支部は設置対象外</u></td> </tr> <tr> <td>原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下本節中「原災法」という。）第2条第3号に規定する原子力事業者のうち本県に隣接する県の区域に同条第4号に規定する原子力事業所を設置するものをいう。以下本節において同じ。）から原子力災害対策指針で示された警戒事態に該当する事象等（以下本節において「警戒事象」という。）の発生に関する通報があった場合</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>その他<u>復興防災部副部長のうち防災事務を担当する者</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	設置基準	設置の対象	[略]		大規模な火災、爆発等による災害（「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。）が発生した場合で <u>復興防災部副部長のうち防災事務を担当する者</u> が必要と認めた場合	[略]	県内で震度4又は震度5弱を観測した場合	[略]	<u>「北海道・三陸沖後発地震注意情報」</u> が発信された場合	<u>地方支部は設置対象外</u>	原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下本節中「原災法」という。）第2条第3号に規定する原子力事業者のうち本県に隣接する県の区域に同条第4号に規定する原子力事業所を設置するものをいう。以下本節において同じ。）から原子力災害対策指針で示された警戒事態に該当する事象等（以下本節において「警戒事象」という。）の発生に関する通報があった場合	[略]	その他 <u>復興防災部副部長のうち防災事務を担当する者</u>	[略]
	設置基準	設置の対象																										
	[略]																											
	大規模な火災、爆発等による災害（「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。）が発生した場合で <u>防災課総括課長</u> が必要と認めた場合	[略]																										
	県内で震度4又は震度5弱を観測した場合	[略]																										
	原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下本節中「原災法」という。）第2条第3号に規定する原子力事業者のうち本県に隣接する県の区域に同条第4号に規定する原子力事業所を設置するものをいう。以下本節において同じ。）から原子力災害対策指針で示された警戒事態に該当する事象等（以下本節において「警戒事象」という。）の発生に関する通報があった場合	[略]																										
その他 <u>防災課総括課長</u> が必要と認めた場合	[略]																											
設置基準	設置の対象																											
[略]																												
大規模な火災、爆発等による災害（「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。）が発生した場合で <u>復興防災部副部長のうち防災事務を担当する者</u> が必要と認めた場合	[略]																											
県内で震度4又は震度5弱を観測した場合	[略]																											
<u>「北海道・三陸沖後発地震注意情報」</u> が発信された場合	<u>地方支部は設置対象外</u>																											
原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下本節中「原災法」という。）第2条第3号に規定する原子力事業者のうち本県に隣接する県の区域に同条第4号に規定する原子力事業所を設置するものをいう。以下本節において同じ。）から原子力災害対策指針で示された警戒事態に該当する事象等（以下本節において「警戒事象」という。）の発生に関する通報があった場合	[略]																											
その他 <u>復興防災部副部長のうち防災事務を担当する者</u>	[略]																											

<p>1-3-19</p>	<p>(2) 組織</p> <p>○ 災害警戒本部の組織は、次のとおりである。</p>  <p>(3) ~ (5)</p> <p>2 災害特別警戒本部 [略]</p> <p>3 災害対策本部 [略]</p> <p>第3 県の職員の動員配備体制</p> <p>1~5 [略]</p> <p>6 指定行政機関等への職員派遣の要請等 [略]</p> <p>○ 県及び市町村は、新興感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するもの</p> <p>7 [略]</p> <p>第4 市町村の活動体制 [略]</p> <p>第5 防災関係機関の活動体制 [略]</p>	<p>が特に必要と認めた場合</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ 災害警戒本部の組織は、次のとおりである。</p>  <p>(3) ~ (5)</p> <p>2 災害特別警戒本部 [略]</p> <p>3 災害対策本部 [略]</p> <p>第3 県の職員の動員配備体制</p> <p>1~5 [略]</p> <p>6 指定行政機関等への職員派遣の要請等 [略]</p> <p>○ 県及び市町村は、新興感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、<u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p>7 [略]</p> <p>第4 市町村の活動体制 [略]</p> <p>第5 防災関係機関の活動体制 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○防災基本計画修正に伴う修正 ○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-22	<p>第1節の2 広域防災拠点活動計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 広域防災拠点の開設等 [略]</p> <p>第3 広域防災拠点</p> <p>1 広域支援拠点</p> <p>○ 県内で発生する大規模災害に対応する「人」「物」「情報」に関する機能を有する防災拠点を、盛岡・花巻エリアに配置する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 施設名</p> <p>盛岡市総合アリーナ、国立大学法人岩手大学、滝沢総合公園、公立大学法人岩手県立大学、岩手産業文化センター・アピオ、岩手県職員総合グラウンド、雫石総合運動公園、岩手県消防学校、岩手医科大学災害時地域医療支援教育センター、日居城野運動公園、花巻空港、花巻市交流会館</p> <p>2 後方支援拠点</p> <p>○ 被災地により近い場所で被災地支援を担うために、前進基地として、被災地で活動する「人」「物」「情報」に関する機能を有する公園や道の駅などの防災拠点を、下記(2)に記載のエリアに配置する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 施設名</p> <p>ア 二戸エリア</p> <p>堀野近隣公園、<u>二戸市労働環境施設運動広場(大平球場)</u>、<u>二戸地区空中消火等補給基地</u>、二戸市民文化会館、二戸広域観光物産センター(イベントホール・メッセホール部分)、一戸町総合運動公園</p> <p>イ 葛巻エリア</p> <p>ふれあい宿舎グリーンテージ、くずまき<u>交流館プラト一</u>、葛巻町総合運動公園、葛巻町立葛巻小学校、くずまき高原(道の駅)</p> <p>ウ 遠野エリア</p> <p>遠野運動公園、遠野市総合防災センター、遠野風の丘</p> <p>エ 北上エリア</p>	<p>第1節の2 広域防災拠点活動計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 広域防災拠点の開設等 [略]</p> <p>第3 広域防災拠点</p> <p>1 広域支援拠点</p> <p>○ 県内で発生する大規模災害に対応する「人」「物」「情報」に関する機能を有する防災拠点を、盛岡・花巻エリアに配置する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 施設名</p> <p>盛岡市総合アリーナ等<u>駐車場</u>、国立大学法人岩手大学、滝沢総合公園、公立大学法人岩手県立大学、岩手産業文化センター・アピオ、岩手県職員総合グラウンド、雫石総合運動公園、岩手県消防学校、岩手医科大学災害時地域医療支援教育センター、日居城野運動公園、花巻空港、花巻市交流会館</p> <p>2 後方支援拠点</p> <p>○ 被災地により近い場所で被災地支援を担うために、前進基地として、被災地で活動する「人」「物」「情報」に関する機能を有する公園や道の駅などの防災拠点を、下記(2)に記載のエリアに配置する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 施設名</p> <p>ア 二戸エリア</p> <p>堀野近隣公園、二戸市民文化会館、二戸広域観光物産センター(イベントホール・メッセホール部分)、<u>二戸市防災倉庫</u>、一戸町総合運動公園</p> <p>イ 葛巻エリア</p> <p>ふれあい宿舎グリーンテージ、くずまき<u>高原牧場</u>、葛巻町総合運動公園、葛巻町立葛巻小学校、くずまき高原(道の駅)</p> <p>ウ 遠野エリア</p> <p>遠野運動公園、遠野市総合防災センター、遠野風の丘、<u>稲荷下屋内運動場</u>、<u>岩手県遠野地区合同庁舎</u></p> <p>エ 北上エリア</p>

	<p>北上総合運動公園、森山総合公園、トヨタ自動車東日本（株）岩手工場事務棟</p>	<p>北上総合運動公園、<u>岩手県北上地区合同庁舎、森山総合公園</u>、トヨタ自動車東日本（株）岩手工場</p> <p><u>オ 一関エリア</u></p> <p><u>平泉スマートＩＣ駐車場、一関運動公園</u></p> <p><u>カ 久慈エリア</u></p> <p><u>オーシャン・ビュー・スタジアム、久慈市総合防災公園、久慈総合運動場及び久慈地区空中消火等補給基地（サンスポーツランド）</u></p> <p><u>キ 宮古エリア</u></p> <p><u>道の駅たのはた及び周辺施設群、ふれあいらんど岩泉及び周辺施設群、グリーンピア三陸みやこ、へいがわ老木公園、山田町総合運動公園</u></p> <p><u>ク 釜石エリア</u></p> <p><u>大槌学園・大槌高校、平田公園</u></p> <p><u>ケ 陸前高田エリア</u></p> <p><u>陸前高田市消防防災センター、夢アリーナたかた</u></p>
<p>修正理由</p>	<p>○岩手県広域防災拠点配置計画の見直しに伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案								
1-3-24	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>[略]</p> <p>ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供<u>する</u>。</p> <p>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p>	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>[略]</p> <p>ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供<u>される</u>。</p> <p>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p>								
1-3-25	<p>イ 情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="284 1518 833 2094"> <thead> <tr> <th data-bbox="284 1518 341 1563">種 類</th> <th data-bbox="341 1518 833 1563">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="284 1563 341 2094">気象に関する情報</td> <td data-bbox="341 1563 833 2094">5日先までの警報級の現象の可能性を [高]、[中] の2段階で発表<u>する</u>。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表<u>する</u>。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1であ</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	気象に関する情報	5日先までの警報級の現象の可能性を [高]、[中] の2段階で発表 <u>する</u> 。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表 <u>する</u> 。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1であ	<p>イ 情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="893 1518 1442 2094"> <thead> <tr> <th data-bbox="893 1518 951 1563">種 類</th> <th data-bbox="951 1518 1442 1563">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="893 1563 951 2094">気象に関する情報</td> <td data-bbox="951 1563 1442 2094">5日先までの警報級の現象の可能性を [高]、[中] の2段階で発表<u>される</u>。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表<u>される</u>。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	気象に関する情報	5日先までの警報級の現象の可能性を [高]、[中] の2段階で発表 <u>される</u> 。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表 <u>される</u> 。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1
種 類	概 要									
気象に関する情報	5日先までの警報級の現象の可能性を [高]、[中] の2段階で発表 <u>する</u> 。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表 <u>する</u> 。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1であ									
種 類	概 要									
気象に関する情報	5日先までの警報級の現象の可能性を [高]、[中] の2段階で発表 <u>される</u> 。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表 <u>される</u> 。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1									

1-3-26		っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある		雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある
	土砂災害警戒情報（備考1）	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。	土砂災害警戒情報（備考1）	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。 なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁から発表される。 なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
1-3-26	[略]	ウ 注意報の種類（発表基準 気象警報発表基準等 資料編3-2-2）	[略]	ウ 注意報の種類（発表基準 気象警報発表基準等 資料編3-2-2）

	種 類	概 要
気 象 注 意 報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかける。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表する。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあると

	種 類	概 要
注 意 報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあると

	に発表する。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表する。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表する。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表する。
なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表する。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表する。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとき

	きに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとき

	れる警戒レベル3に相当。
<u>波浪注意報</u>	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
<u>洪水注意報</u>	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2
<u>土砂崩れ注意報(備考1)</u>	大雨、大雪等による土砂崩れにより災害が発生するおそれがあると予想される場合
<u>浸水注意報(備考1)</u>	浸水により災害が発生するおそれがあると予想される場合

備考1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。

2 [略]

エ 警報の種類 (発表基準 気象警報発表基準等 資料編3-2-2)

種類		概要
気象警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大

	れる警戒レベル3に相当。
<u>波浪注意報</u>	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
<u>洪水注意報</u>	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

備考1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行う。

2 [略]

エ 警報の種類 (発表基準 気象警報発表基準等 資料編3-2-2)

種類		概要
警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大

1-3-28

	雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当
土砂崩れ警報 (備考1)	大雨、大雪等による土砂崩れにより重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
浸水警報 (備考1)	浸水により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合

備考1 土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報にそれぞれ含めて行い、この警報の標題は用いない。

2 [略]

3 キキクル (危険度分布等)

[略]

オ 特別警報の種類 (発表基準 気象警報等
発表基準 資料編3-2-2)

1-3-29

	雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。

備考1 土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報にそれぞれ含めて行う。

2 [略]

オ キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等

[略]

カ 特別警報の種類 (発表基準 気象警報等
発表基準 資料編3-2-2)

種 類	概 要
気 象 特 別 警 報	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。	
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
土砂崩れ特別警報（備	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により重大な災害

種 類	概 要
特 別 警 報	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

考1)	が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
-----	-------------------------------

--	--	--

1-3-30

備考1 [略]

2 発表の判断に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて行う。

カ 地震動の警報及び地震情報の種類

(ア) 緊急地震速報（警報）

- 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。
- 震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

(イ) 地震情報の種類と内容

[略]

種類	発表基準	内 容
[略]		
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（ <u>国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。</u> ）	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表

備考1 [略]

2 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断する。

キ 地震動の警報及び地震情報の種類

(ア) 緊急地震速報（警報）

- 気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。
- 緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

(イ) 地震情報の種類と内容

[略]

種類	発表基準	内 容
[略]		
遠地地震に関する情報	<u>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等*</u> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表</u>	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表

					することがある。	
				北海道・三陸沖後発地震注意情報	<p>・北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合</p> <p>・想定震源域の外側でモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合</p>	<p>気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表。</p>
				[略]	[略]	
1-3-31	(ウ) 地震活動に関する解説資料等	[略]		(ウ) 地震活動に関する解説資料等	[略]	
	解説資料等の種類	発表基準	内 容	解説資料等の種類	発表基準	内 容
	地震解説資料（速報版）	[略]	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及	地震解説資料（ <u>全国速報版</u> ・ <u>地域速報版</u> ）	[略]	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及

		び津波や地震の図情 報を取りまとめた資 料。
[略]		
<u>月間地震概況</u>	[略]	地震・津波 <u>防災</u> に係 る活動を支援するた めに、 <u>月ごとの岩手 県とその周辺</u> の地震 活動の状況をとりま とめた地震活動の傾 向等を示す資料。

1-3-33

キ 津波警報等の種類

(ア) [略]

(イ) 津波情報の種類と内容

津波警報等を発表した場合には、津波の
到達予想時刻や予想される津波の高さな
どを津波情報で発表する。

[略]

(ウ) [略]

ク 火山に関する予報・警報・情報の種類と
内容

[略]

ケ その他

[略]

(イ) 指定河川洪水予報

		び津波や地震の図情 報を取りまとめた資 料。 ・地震解説資料（全 国速報版）上記内容 について、 <u>全国の状 況を取りまとめた資 料。</u> ・地震解説資料（地 域速報版）上記内容 について、 <u>発表基準 を満たした都道府県 別に取りまとめた資 料。</u>
[略]		
<u>地震活動図</u>	[略]	地震・津波に係る災 害予想図の作成、そ の他防災に係る活動 を支援するために、 <u>毎月の都道府県内及 びその地方</u> の地震活 動の状況をとりまと めた地震活動の傾向 等を示す資料。
<u>週間地震概況</u>	・定期（毎週金 曜）	防災に係る活動を支 援するために、 <u>週ご との全国の震度など をとりまとめた資 料。</u>

ク 津波警報等の種類

(ア) [略]

(イ) 津波情報の種類と内容

津波警報等を発表した場合には、各津波
予報区の津波の到達予想時刻や予想され
る津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波
の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

[略]

(ウ) [略]

ケ 火山に関する予報・警報・情報の種類と
内容

[略]

コ その他

[略]

(イ) 指定河川洪水予報

	標題 (種類)	概要
北上川	[略]	
	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位 <u>以上の状態</u> が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	[略]	

(2)・(3) [略]

(4) 県の措置

[略]

1-3-40 ○ 防災基本情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルもあわせて提供するものとする。

(5) 市町村の措置

[略]

○ 市町村長は、気象特別警報を受領した場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知させる措置をとるとともに、その内容を関係機関に通知する。

[略]

(6) [略]

2 [略]

	標題 (種類)	概要
北上川	[略]	
	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を <u>超える状況</u> が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	[略]	

(2)・(3) [略]

(4) 県の措置

[略]

○ 防災気象情報は、警戒レベルを明記の上、提供するものとする。

(5) 市町村の措置

[略]

○ 市町村長は、気象等の特別警報を受領した、又は自ら知った場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知させる措置をとるとともに、その内容を関係機関に通知する。

[略]

(6) [略]

2 [略]

修正理由

○所要の修正

頁	現 計 画	修 正 案																														
<p>1-3-47</p> <p>1-3-61</p>	<p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～5 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 災害情報の報告要領</p> <p>[略]</p> <p>報告区分別系統図</p> <table border="1" data-bbox="284 842 834 1391"> <thead> <tr> <th>様式</th> <th>報告区 分</th> <th>報告系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>F、16</td> <td>林業関係被害報告</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	様式	報告区 分	報告系統	[略]			F、16	林業関係被害報告		[略]			4	[略]		<p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 <u>国、県、市町村及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（S O B O - W E B）に集約できるよう努めるものとする。</u></p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 災害情報の報告要領</p> <p>[略]</p> <p>報告区分別系統図</p> <table border="1" data-bbox="893 842 1444 1391"> <thead> <tr> <th>様式</th> <th>報告区 分</th> <th>報告系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>F、16</td> <td>林業関係被害報告</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	様式	報告区 分	報告系統	[略]			F、16	林業関係被害報告		[略]			[略]		
様式	報告区 分	報告系統																														
[略]																																
F、16	林業関係被害報告																															
[略]																																
4	[略]																															
様式	報告区 分	報告系統																														
[略]																																
F、16	林業関係被害報告																															
[略]																																
[略]																																
<p>修正理由</p>	<p>○防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>																															

頁	現 計 画	修 正 案																
1-3-69	<p style="text-align: center;">第5節 広報広聴計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="284 347 831 1205"> <thead> <tr> <th data-bbox="284 347 683 436">実施機関</th> <th data-bbox="683 347 831 436">広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="284 436 831 481">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 481 683 1160"> (株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (株)日本農業新聞東北支所 (株)日刊工業新聞社東北・北海道総局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社 </td> <td data-bbox="683 481 831 1160">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="284 1160 831 1205">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領 [略]</p>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]		(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (株)日本農業新聞東北支所 (株)日刊工業新聞社東北・北海道総局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	[略]	[略]		<p style="text-align: center;">第5節 広報広聴計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="895 347 1442 1205"> <thead> <tr> <th data-bbox="895 347 1294 436">実施機関</th> <th data-bbox="1294 347 1442 436">広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="895 436 1442 481">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="895 481 1294 1160"> (株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (株)日本農業新聞東北支所 (株)日刊工業新聞社東北・北海道総局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 </td> <td data-bbox="1294 481 1442 1160">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="895 1160 1442 1205">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領 [略]</p>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]		(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (株)日本農業新聞東北支所 (株)日刊工業新聞社東北・北海道総局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局	[略]	[略]	
実施機関	広報広聴活動の内容																	
[略]																		
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (株)日本農業新聞東北支所 (株)日刊工業新聞社東北・北海道総局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	[略]																	
[略]																		
実施機関	広報広聴活動の内容																	
[略]																		
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (株)日本農業新聞東北支所 (株)日刊工業新聞社東北・北海道総局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局	[略]																	
[略]																		
修正理由	○所要の修正																	

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-81	<p style="text-align: center;">第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>第3 交通確保 1～4 [略]</p> <p>5 交通規制 (1)～(4) [略]</p> <p>(5) 緊急通行車両等確認証明書の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県公安委員会は、緊急通行車両又は規制除外車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、県、市町村等との協定等により緊急輸送を行う民間事業者等に対し、<u>緊急通行車両標章又は規制除外車両標章交付のための事前届出制度の周知</u>を行う。 ○ 県公安委員会は、あらかじめ、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者から、緊急通行車両の<u>事前届出書</u>又は規制除外車両の<u>事前届出書</u>を提出させ、審査の上、届出済証を交付する。 また、届出済証を交付した車両については、緊急通行車両事前届出受理簿又は規制除外車両事前届出受付簿に登載しておく。 <p>(6) [略]</p> <p>6 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>第3 交通確保 1～4 [略]</p> <p>5 交通規制 (1)～(4) [略]</p> <p>(5) 緊急通行車両等確認証明書の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県公安委員会は、緊急通行車両又は規制除外車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、県、市町村等との協定等により緊急輸送を行う民間事業者等に対し、<u>あらかじめ緊急通行車両確認標章又は規制除外車両標章の交付を受けることができることについて、周知</u>を行う。 ○ 県公安委員会は、あらかじめ、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者から、緊急通行車両の届出書又は規制除外車両の届出書を提出させ、審査の上、届出済証を交付する。 また、届出済証を交付した車両については、緊急通行車両事前届出受理簿又は規制除外車両事前届出受付簿に登載しておく。 <p>(6) [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 交通マネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>東北地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会」を組織する。</u> ○ <u>県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認められたときは、国土交通省東北地方整備局に検討会の開催を要請することができる。</u> ○ <u>検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会</u>

	<p>第4 緊急輸送 [略]</p>	<p><u>の構成員は、自己の業務に支障の無い範囲において構成員間の相互協力を行う。</u> ○ <u>検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有する。</u></p> <p>第4 緊急輸送 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○防災基本計画修正に伴う修正 ○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																								
1-3-100	<p>第10節 県、市町村等応援協力計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 県、市町村は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</p> <p>8 [略]</p> <p>第2 実施機関</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="284 663 831 1794"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>復興防災部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td> 1 大規模災害時の隣接道県に対する相互応援の連絡調整 2 緊急消防援助隊の派遣等に係る連絡調整 3 県内の消防広域応援に係る連絡調整 4 プロパンガスの調達に係る(一社)岩手県高圧ガス保安協会に対するあっせん要請 5 上記物資の経済産業省に対するあっせん要請 </td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当業務	[略]				復興防災部	[略]	[略]	1 大規模災害時の隣接道県に対する相互応援の連絡調整 2 緊急消防援助隊の派遣等に係る連絡調整 3 県内の消防広域応援に係る連絡調整 4 プロパンガスの調達に係る(一社)岩手県高圧ガス保安協会に対するあっせん要請 5 上記物資の経済産業省に対するあっせん要請	<p>第10節 県、市町村等応援協力計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 県、市町村は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も<u>含めて検討</u>するものとする。</p> <p>8 [略]</p> <p>第2 実施機関</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="895 663 1442 1794"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>復興防災部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td> 1 大規模災害時の隣接道県に対する<u>消防関係の相互</u>応援の連絡調整 2 緊急消防援助隊の派遣等に係る連絡調整 3 県内の消防広域応援に係る連絡調整 4 プロパンガスの調達に係る(一社)岩手県高圧ガス保安協会に対するあっせん要請 5 上記物資の経済産業省に対するあっせん要請 </td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当業務	[略]				復興防災部	[略]	[略]	1 大規模災害時の隣接道県に対する <u>消防関係の相互</u> 応援の連絡調整 2 緊急消防援助隊の派遣等に係る連絡調整 3 県内の消防広域応援に係る連絡調整 4 プロパンガスの調達に係る(一社)岩手県高圧ガス保安協会に対するあっせん要請 5 上記物資の経済産業省に対するあっせん要請
部	課等	地方支部班	担当業務																							
[略]																										
復興防災部	[略]	[略]	1 大規模災害時の隣接道県に対する相互応援の連絡調整 2 緊急消防援助隊の派遣等に係る連絡調整 3 県内の消防広域応援に係る連絡調整 4 プロパンガスの調達に係る(一社)岩手県高圧ガス保安協会に対するあっせん要請 5 上記物資の経済産業省に対するあっせん要請																							
部	課等	地方支部班	担当業務																							
[略]																										
復興防災部	[略]	[略]	1 大規模災害時の隣接道県に対する <u>消防関係の相互</u> 応援の連絡調整 2 緊急消防援助隊の派遣等に係る連絡調整 3 県内の消防広域応援に係る連絡調整 4 プロパンガスの調達に係る(一社)岩手県高圧ガス保安協会に対するあっせん要請 5 上記物資の経済産業省に対するあっせん要請																							
1-3-102	<table border="1" data-bbox="284 1845 831 2105"> <thead> <tr> <th>教育部</th> <th>[略]</th> <th>[略]</th> <th>[略]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>保健体育課</td> <td></td> <td>給食の実施に係る原材料又はパン、<u>ミルク</u>の調達に係る(公財)県学校給食会に対するあ</td> </tr> </tbody> </table>	教育部	[略]	[略]	[略]		保健体育課		給食の実施に係る原材料又はパン、 <u>ミルク</u> の調達に係る(公財)県学校給食会に対するあ	<table border="1" data-bbox="895 1845 1442 2105"> <thead> <tr> <th>教育部</th> <th>[略]</th> <th>[略]</th> <th>[略]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>保健体育課</td> <td></td> <td>給食の実施に係る原材料又はパンの調達に係る(公財)県学校給食会に対するあ</td> </tr> </tbody> </table>	教育部	[略]	[略]	[略]		保健体育課		給食の実施に係る原材料又はパンの調達に係る(公財)県学校給食会に対するあ								
教育部	[略]	[略]	[略]																							
	保健体育課		給食の実施に係る原材料又はパン、 <u>ミルク</u> の調達に係る(公財)県学校給食会に対するあ																							
教育部	[略]	[略]	[略]																							
	保健体育課		給食の実施に係る原材料又はパンの調達に係る(公財)県学校給食会に対するあ																							

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>するあっせん要 請</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table> <p>第3 実施要領 [略]</p>				するあっせん要 請	[略]				<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>っせん要請</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table> <p>第3 実施要領 [略]</p>				っせん要請	[略]			
			するあっせん要 請															
[略]																		
			っせん要請															
[略]																		
修正 理由	<p>○防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>																	

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-117	<p>第12節 防災ボランティア活動計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災ボランティアの受入れ [略]</p> <p>○ 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるものとする。</p> <p>[略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>第12節 防災ボランティア活動計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災ボランティアの受入れ [略]</p> <p>○ 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、<u>地域防災計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>[略]</p> <p>3 [略]</p>
修正理由	○国からの修正指示に基づく修正	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-3-124</p>	<p>第15節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～4 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 指定避難所の設置、運営</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定避難所の運営</p> <p>○ 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した指定避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、指定避難所の円滑な運営に努める。この場合において、市町村本部長は、指定避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。</p>	<p>第15節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～4 [略]</p> <p><u>5 市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 指定避難所の設置、運営</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定避難所の運営</p> <p>○ 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した指定避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、指定避難所の円滑な運営に努める。この場合において、市町村本部長は、指定避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>○ <u>市町村本部長は、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施な</u></p>

<p>1-3-134</p>	<p>[略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 避難所以外の在宅避難者等に対する支援</p> <p>(1) 在宅避難者等の把握 [略]</p> <p>(2) 在宅避難者等に対する支援 [略]</p> <p>○ 在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。</p> <p>8～10 [略]</p>	<p><u>ど、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>[略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 避難所以外の在宅避難者等に対する支援</p> <p>○ <u>市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>○ <u>市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 在宅避難者等の把握 [略]</p> <p>(2) 在宅避難者等に対する支援 [略]</p> <p>○ 在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。</p> <p>○ <u>市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p>○ <u>市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>8～10 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○防災基本計画修正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																														
1-3-144	<p style="text-align: center;">第16節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための<u>本部の整備に努める。</u></p> <p>9 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第16節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための<u>いわて災害医療支援ネットワーク（保健医療福祉調整本部）を設置する。</u></p> <p>9 [略]</p>																														
1-3-146	<p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="284 757 831 2098"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">保 健 福 祉 部</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医 療 政 策 室</td> <td></td> <td> <p>1 岩手DMATの派遣要請</p> <p>2 国立病院機構医療班、県済生会医療救護班及び県医師会医療救護班並びに県歯科医師会歯科医療救護班の派遣要請</p> <p>3 他の都道府県に対する災害派遣医療チーム及び医療救護班の派遣要請</p> <p>4 医療活動の統括調整（統括DMATとの連携</p> </td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部	担当業務	[略]				保 健 福 祉 部	[略]	[略]	[略]	医 療 政 策 室		<p>1 岩手DMATの派遣要請</p> <p>2 国立病院機構医療班、県済生会医療救護班及び県医師会医療救護班並びに県歯科医師会歯科医療救護班の派遣要請</p> <p>3 他の都道府県に対する災害派遣医療チーム及び医療救護班の派遣要請</p> <p>4 医療活動の統括調整（統括DMATとの連携</p>	<p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="895 757 1442 2098"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">保 健 福 祉 部</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医 療 政 策 室</td> <td></td> <td> <p>1 岩手DMATの派遣要請</p> <p>2 <u>災害支援ナーズの派遣要請</u></p> <p>3 <u>災害リハビリテーション支援チームの派遣要請</u></p> <p>4 国立病院機構医療班、県済生会医療救護班及び県医師会医療救護班並びに県歯科医師会歯科医療救護班の派遣要請</p> <p>5 他の都道府県に対する災害派遣医療チーム及び医療救護班の派遣要請</p> <p>6 医療活動の統括調整（統括DMATとの連携</p> </td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部	担当業務	[略]				保 健 福 祉 部	[略]	[略]	[略]	医 療 政 策 室		<p>1 岩手DMATの派遣要請</p> <p>2 <u>災害支援ナーズの派遣要請</u></p> <p>3 <u>災害リハビリテーション支援チームの派遣要請</u></p> <p>4 国立病院機構医療班、県済生会医療救護班及び県医師会医療救護班並びに県歯科医師会歯科医療救護班の派遣要請</p> <p>5 他の都道府県に対する災害派遣医療チーム及び医療救護班の派遣要請</p> <p>6 医療活動の統括調整（統括DMATとの連携</p>
部	課等	地方支部	担当業務																													
[略]																																
保 健 福 祉 部	[略]	[略]	[略]																													
	医 療 政 策 室		<p>1 岩手DMATの派遣要請</p> <p>2 国立病院機構医療班、県済生会医療救護班及び県医師会医療救護班並びに県歯科医師会歯科医療救護班の派遣要請</p> <p>3 他の都道府県に対する災害派遣医療チーム及び医療救護班の派遣要請</p> <p>4 医療活動の統括調整（統括DMATとの連携</p>																													
部	課等	地方支部	担当業務																													
[略]																																
保 健 福 祉 部	[略]	[略]	[略]																													
	医 療 政 策 室		<p>1 岩手DMATの派遣要請</p> <p>2 <u>災害支援ナーズの派遣要請</u></p> <p>3 <u>災害リハビリテーション支援チームの派遣要請</u></p> <p>4 国立病院機構医療班、県済生会医療救護班及び県医師会医療救護班並びに県歯科医師会歯科医療救護班の派遣要請</p> <p>5 他の都道府県に対する災害派遣医療チーム及び医療救護班の派遣要請</p> <p>6 医療活動の統括調整（統括DMATとの連携</p>																													

		及び防災関係機関との調整を含む。)
		5 災害医療支援ネットワークの会議開催
[略]		

第3 初動医療体制

1 岩手DMATの派遣等

[略]

- 指定病院並びに編成及び登録された岩手DMATは、次のとおりである。

区分	指定病院	DMAT数	編成基準
県	[略]	[略]	[略]
	県立中部病院	3チーム	
	県立胆沢病院	6チーム	
	[略]		
	県立釜石病院	2チーム	
	県立宮古病院	3チーム	
	[略]		
学校法人岩手医科大学	岩手医科大学附属病院	5チーム	
日本赤十字社岩手県支部	盛岡赤十字病院	5チーム	

[略]

2～7 [略]

第4 後方医療活動

[略]

第5 傷病者の搬送体制

[略]

第6 個別疾患への対応体制

[略]

第7 災害中長期における医療体制

1 災害中長期における医療活動

- 県本部長は、大規模災害時等、DMAT撤退後において、避難所における巡回診療や被災地の病院等の診療のために、引き続き医療救護班等の派遣が必要である場合は、他の都道府県や日本赤十字社岩手県支

		及び防災関係機関との調整を含む。)
		7 災害医療支援ネットワークの会議開催
[略]		

第3 初動医療体制

1 岩手DMATの派遣等

[略]

- 指定病院並びに編成及び登録された岩手DMATは、次のとおりである。

区分	指定病院	DMAT数	編成基準
県	[略]	[略]	[略]
	県立中部病院	5チーム	
	県立胆沢病院	5チーム	
	[略]		
	県立釜石病院	1チーム	
	県立宮古病院	1チーム	
	[略]		
学校法人岩手医科大学	岩手医科大学附属病院	7チーム	
日本赤十字社岩手県支部	盛岡赤十字病院	4チーム	

[略]

2～7 [略]

第4 後方医療活動

[略]

第5 傷病者の搬送体制

[略]

第6 個別疾患への対応体制

[略]

第7 災害中長期における医療体制

1 災害中長期における医療活動

- 県本部長は、大規模災害時等、DMAT撤退後において、避難所における巡回診療や被災地の病院等の診療のために、引き続き保健医療福祉活動チームの派遣が必要である場合は、他の都道府県や日本赤十字

1-3-146

1-3-152

	<p>部、(一社)岩手県医師会、(一社)岩手県歯科医師会等関係団体に対し、応援の継続を要請する。</p> <p>○ 県本部長は、災害医療コーディネーターとともに、<u>応援のために参集した医療救護班等の県全体の派遣調整及び活動支援</u>を行う。</p> <p>○ 地方支部保健医療班長は、災害医療コーディネーターとともに、被災地における<u>医療救護班等</u>の活動調整及び活動支援を行う。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第8 災害救助法を適用した場合の医療、助産 [略]</p> <p>第9 愛玩動物の救護対策 [略]</p>	<p>社岩手県支部、(一社)岩手県医師会、(一社)岩手県歯科医師会等関係団体に対し、応援の継続を要請する。</p> <p>○ 県本部長は、災害医療コーディネーターとともに、「<u>いわて災害医療支援ネットワーク(保健医療福祉調整本部)</u>」を設置し、<u>災害対策に係る保健・医療・福祉活動の総合調整</u>を行う。</p> <p>○ 地方支部保健医療班長は、災害医療コーディネーターとともに、<u>地域災害医療対策会議を設置し</u>、被災地における<u>保健医療福祉活動チーム</u>の活動調整及び活動支援を行う。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第8 災害救助法を適用した場合の医療、助産 [略]</p> <p>第9 愛玩動物の救護対策 [略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案																																																								
1-3-157	<p>第17節 食料、生活必需品等供給計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="284 439 831 1391"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">商工労働観光部</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>経営支援課</td> <td>[略]</td> <td>物資調達の統括</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農林水産部</td> <td>流通課</td> <td>[略]</td> <td>1 食料品、生活必需品等の物資の調達及びあっせん 2 食料品取扱機関との連絡</td> </tr> <tr> <td>林業振興課</td> <td>[略]</td> <td rowspan="2">食料品、生活必需品等の物資の調達及びあっせん</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>[略]</p>	部	課等	地方支 部班	担当業務	[略]				商工労働観光部	[略]			経営支援課	[略]	物資調達の統括	[略]				農林水産部	流通課	[略]	1 食料品、生活必需品等の物資の調達及びあっせん 2 食料品取扱機関との連絡	林業振興課	[略]	食料品、生活必需品等の物資の調達及びあっせん	[略]		<p>第17節 食料、生活必需品等供給計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="895 439 1442 1391"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">商工労働観光部</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>経営支援課</td> <td>[略]</td> <td>1 物資調達の統括 2 生活必需品等の物資の調達及びあっせん</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農林水産部</td> <td>流通課</td> <td>[略]</td> <td>1 食料等の物資の調達及びあっせん 2 食料品取扱機関との連絡</td> </tr> <tr> <td>林業振興課</td> <td>[略]</td> <td rowspan="2">食料等の物資の調達及びあっせん</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>[略]</p>	部	課等	地方支 部班	担当業務	[略]				商工労働観光部	[略]			経営支援課	[略]	1 物資調達の統括 2 生活必需品等の物資の調達及びあっせん	[略]				農林水産部	流通課	[略]	1 食料等の物資の調達及びあっせん 2 食料品取扱機関との連絡	林業振興課	[略]	食料等の物資の調達及びあっせん	[略]	
部	課等	地方支 部班	担当業務																																																							
[略]																																																										
商工労働観光部	[略]																																																									
	経営支援課	[略]	物資調達の統括																																																							
[略]																																																										
農林水産部	流通課	[略]	1 食料品、生活必需品等の物資の調達及びあっせん 2 食料品取扱機関との連絡																																																							
	林業振興課	[略]	食料品、生活必需品等の物資の調達及びあっせん																																																							
	[略]																																																									
部	課等	地方支 部班	担当業務																																																							
[略]																																																										
商工労働観光部	[略]																																																									
	経営支援課	[略]	1 物資調達の統括 2 生活必需品等の物資の調達及びあっせん																																																							
[略]																																																										
農林水産部	流通課	[略]	1 食料等の物資の調達及びあっせん 2 食料品取扱機関との連絡																																																							
	林業振興課	[略]	食料等の物資の調達及びあっせん																																																							
	[略]																																																									
修正理由	○所要の修正																																																									

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-178	<p>第22節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 し尿処理</p> <p>(1) 処理方法 [略]</p> <p>(2) し尿処理用資機材の確保</p> <p>○ 市町村本部長は、あらかじめ、地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。</p> <p>[略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>第22節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 し尿処理</p> <p>(1) 処理方法 [略]</p> <p>(2) し尿処理用資機材の確保</p> <p>○ 市町村本部長は、あらかじめ、地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、<u>トイレカー、トイレトレーラー</u>、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。</p> <p>[略]</p> <p>3～5 [略]</p>
修正理由	○防災基本計画修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-205	<p>第28節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>[略]</p>	<p>第28節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p><u>4 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>[略]</p>
修正理由	○防災基本計画修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-4-3	<p style="text-align: center;">第1節 公共施設等の災害復旧計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 災害復旧事業計画 [略]</p> <p>第3 激甚災害の指定 [略]</p> <p>第4 緊急災害査定促進 [略]</p> <p>第5 緊急融資等の確保 [略]</p> <p>1 国庫負担又は補助</p> <p>○ 法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業に関する法令等は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1)～(21) [略]</p> <p>(22) 災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱</p> <p>(23) 産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱</p> <p>(24)～(26) [略]</p> </div> <p>2・3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第1節 公共施設等の災害復旧計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 災害復旧事業計画 [略]</p> <p>第3 激甚災害の指定 [略]</p> <p>第4 緊急災害査定促進 [略]</p> <p>第5 緊急融資等の確保 [略]</p> <p>1 国庫負担又は補助</p> <p>○ 法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業に関する法令等は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1)～(21) [略]</p> <p>(22) 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱</p> <p>(23) 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱</p> <p>(24)～(26) [略]</p> </div> <p>2・3 [略]</p>
修正理由	○所要の修正	